

特定非営利活動促進法施行条例等施行規則（平成24年横浜市規則第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>（第1章から第3章まで省略）</p> <p>第4章 雑則(第28条—第32条)</p> <p>（附則省略）</p> <p>（縦覧の場所等）</p> <p>第4条 （第1項省略）</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理          その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦          覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市          長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>（第3項から第5項まで省略）</p> <p>【新設】</p> <p>（電磁的記録による保存の方法）</p> <p>第28条 条例第32条第2項の規定による電磁的記録の保存の方法は、次</p>	<p>目次</p> <p>（第1章から第3章まで省略）</p> <p>第4章 雑則(第27条の2—第32条)</p> <p>（附則省略）</p> <p>（縦覧の場所等）</p> <p>第4条 （第1項省略）</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理          その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦          覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市          長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に<u>掲示し、及びウェブサ          イトに掲載するものとする。</u></p> <p>（第3項から第5項まで省略）</p> <p><u>（情報通信技術を利用する方法による手続）</u></p> <p><u>第27条の2 条例第31条の2各項に規定する規則で定める事項につい          ては、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行          規則（平成17年2月横浜市規則第20号）の例による。</u></p> <p>（電磁的記録による保存の方法）</p> <p>第28条 条例第32条第2項の規定による電磁的記録の保存の方法は、次</p>

のいずれかの方法とする

- (1) 作成された電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録の作成の方法）

第29条 条例第33条第2項の規定による電磁的記録の作成の方法は、当該作成に係る情報を当該作成を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第30条 条例第34条第2項の規定による電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、当該事項を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

のいずれかの方法とする

- (1) 作成された電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録の作成の方法）

第29条 条例第33条第2項の規定による電磁的記録の作成の方法は、当該作成に係る情報を当該作成を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第30条 条例第34条第2項の規定による電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、インターネットを利用する方法、当該事項を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。